

第29回岩泉町農業委員会総会会議録

令和7年12月23日

岩泉町農業委員会

第29回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年12月23日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見決定について
 - 議案第4号 岩泉町農業委員会行政手続条例施行規則の制定について
 - 報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（6名）

1番 鎌田 和美 委員
3番 武田 健 委員
5番 三田地泰正 委員

2番 工藤 幸雄 委員
4番 早川ケン子 委員
7番 合砂 哲夫 委員

欠席委員（1名）

6番 畠山 利勝 委員

出席した農地利用最適化推進委員（4名）

小野寺則利 委員
金澤 忠男 委員

瀬川 隆治 委員
加藤 榮喜 委員

欠席した農地利用最適化推進委員（なし）

出席した職員

局長 佐々木忠明
主査 澤口 光治

主任主査 坂下実穂子

◎開 会

(午前10時00分)

佐々木事務局長 定刻より若干早いのですが、今日の出席する予定の皆さんが集まりましたので、ただいまから第29回岩泉町農業委員会総会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は輪番によりまして、1番、鎌田和美委員にお願いしたいと思います。では、鎌田委員、よろしくお願ひします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございます。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第29回の総会ということでご出席いただきまして、ありがとうございます。また、年の瀬迫って、非常に何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

今年もそろそろ終わりになるわけですが、気候的には暑かったり、寒かったり、また雪が降るとしても雨になったり、様々な天候でございますけれども、相当今町内でもかなりインフルエンザ等もはやっているようでございますので、十分気をつけて新しい年を迎えていただきたいと思います。

本日は、いろいろと議題があるわけですが、特に多いのは農地利用集積等促進計画案に係る意見決定でございます。皆さんからたくさんのご意見をいただきながら審議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

佐々木事務局長 ありがとうございます。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となることになってございますので、今後の議事進行につきましては会長のほうによりましてよろしくお願ひいたします。

◎会議成立宣言

議長 それでは、本日の欠席届があった委員は6番の畠山委員の1名です。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、第29回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に4番、早川委員、5番、三田地委員を指名いたします。

◎会議書記の指名

議長 次に、会議書記の指名を行います。本総会の会議書記に坂下主任主査を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。提案しております許可申請は、贈与による所有権の移転に関するもの1件になります。詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 坂下主任主査。

坂下主任主査 （議案説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。
金澤推進委員。

金澤忠男農地利用最適化推進委員 事務局が今お話しされたとおり、現地確認をした結果、問題ないと判断しました。

議 長 それでは、これより質疑に入りますが、委員の皆様申し上げます。会議録の調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしく願います。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
これから議案第1号を採決いたします。
議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 それでは議案第2号 農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。
議案第2号は、農地法の適用外証明願いについてでございます。

提案しております適用外証明願いについては、2件でございます。

詳細につきましては担当がご説明いたしますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 （議案説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

小野寺推進委員。

小野寺則利農地利用最適化推進委員 現地確認した結果、申請のとおり間違いありませんでした。

議 長 瀬川推進委員。

瀬川隆治農地利用最適化推進委員 小野寺委員と同じであります。視察した結果、やっぱり農地として扱えないということで、確認しました。

以上です。

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これから議案第2号採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法の適用外証明願いについては原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は、農用地利用集積等促進計画案に係る意見決定についてでございます。

ご審議いただく計画案は9件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 澤口主査。

澤口主査 (議案説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 17ページの審議番号2をはじめ何件か、いわゆる渡人と受人が同一で、農管公社事業を通してしているのですが、これについてのメリットはそれぞれどのようなことなのか。

議 長 澤口主査。

澤口主査 メリットでございますけれども、自分の土地を自分が貸して自分が借りるというパターン、それ自体はメリットがないようにも見えますが、全体的に見ますとその土地、自分の土地を使わなくなったときに、別な方にスムーズに貸借、農地の貸し借りを続けられるようにするというところで、当初はなかなかそういう契約方法というのは想定していなかったのかもしれませんが、そういうふうな貸借も国のほうでも進めておりまして、こちらのようパターンはまさに始まった当初なのか、何年か前に契約のほうをこういうふうな形で締結させていただいていたようで、今回はその更新ということで、全体的にメリットはあるというような貸借方法でございます。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を終わります。
これより議案第3号を採決いたします。
議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見決定については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 それでは、議案第4号 岩泉町農業委員会行政手続条例施行規則の制定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第4号についてご説明いたします。
議案第4号は、岩泉町農業委員会行政手続条例施行規則の制定についてでございます。
町長部局におきまして、行政手続条例施行規則の制定に伴いまして、農業委員会でも同様の規則を制定しようとするものでございます。
詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 澤口主査。

澤口主査 それでは、議案第4号になります。36ページになります。岩泉町農業委員会行政手続条例施行規則の制定について。岩泉町農業委員会行政手続条例施行規則を別紙のとおり定めるため、議決を求める。令和7年12月23日提出、岩泉町農業委員会会長、合砂哲夫。
提案理由でございます。岩泉町行政手続条例施行規則の制定に伴いまして、農業

委員会でも同様の規則を制定しようとするものでございます。

めくっていただきまして、37ページのほうに制定しようとする規則のほうを載せてございます。こちらは、先ほど局長のほうからも申し上げましたが、町長部局のほうで行政手続条例施行規則を定めたことによりまして、農業委員会でも同様に制定する必要がありましたので、今回提案させていただいたものでございます。

内容ですけれども、行政手続条例施行規則のほうに農業委員会も準用しますよというか、こちらのほうの規則の例に基づいて、こちらのほうでも行政手続を行いますよというふうな規則の内容でございます。

そして、この行政手続条例の施行規則という町長部局のほうで制定したものの内容でございますけれども、行政手続法というのは一般的に不利益を課すといった場合には、相手方から意見を聞かなければならないというのが大前提になるわけですが、それを具体的に示したものでございまして、その中で例えば不利益処分が性質上そういう課される義務の内容が著しく軽微なもの、簡単なもの、相手にほぼ不利益を与えないような内容の処分について、例えばですけれども、証明書を交付して、その証明書の内容を訂正しなければならないとかというふうな事態が出てきたときに、その交付した証明書を返してもらおうというのを命じるという、そういうふうな形になるわけですが、そういう際に、例えば相手方の意見を聞く機会を与えないとかというふうなことが行政手続条例には出てきませんが、そういったものは軽微な処分、今回の処分に該当すれば必要ないですよというような内容のものが行政手続条例施行規則の中身になります。それを農業委員会も準用するという形になります。

内容のほうは以上になります。審議のほうよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 議案としては、非常にその考え方が何と言ったらいいか、単純というか、甘いと言ったらいいか、町の規則はどうなのか、やっぱり最低でも何か抜粋でもいいが、こういうことだというのを出示してもらえばいいけれども、口頭だけではとても中身が全然分からないのだ。何かやっぱり規則、条例の抜粋の例が、こういうことだというのを出示してもらわなければ、これだけだと何が何だか分からない。町の条例がどうなっているのか、そこまでやらなければ、それこそどんな町の条例なものだか分からないが、できれば全文まではいかななくても、今しゃべっていることであれば文書でやってもらわないと、やっぱり理解に苦しむ人たちがいるのではないか。今言っても仕方がないが。

議長 局長。

佐々木事務局長 5番委員のおっしゃるとおりだと思います。この施行規則だけでは、当然町長部局のほうでどのような内容で制定されているか、皆さんにちょっとお知らせが不十分だと思いますので、後ほど資料を抜粋したものを皆様のほうにお渡ししたいと思います。内容については、町長部局のほうで制定しているものを準用することになっていますので、今回ご審議いただいて可決いただいても、間違ったことにはならないとは思いますが、その部分をご理解いただきながら、後ほど資料のほうは差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 岩泉町農業委員会行政手続条例施行規則の制定については原案のとおり決定いたしました。

◎報告第1号

議 長 それでは、報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号は、農地転用事業計画変更申請書の受理についてでございます。風力発電設備建設に伴う農地の一時転用の期間を延長するものでございます。

詳細につきましては担当が説明いたしますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 (議案説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
5番、三田地委員。

5番三田地委員 非常に細かいことだけれども、39ページのその他参考事項の2行目のやや後半のほうでは、「農業等に及ぼす影響は同程度である判断し」と、何か足りないような気がするが、どうだろう。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 お答えします。
この同程度というところですが、土砂・資材置場等のところには、敷き鉄板をしたりとか、土砂の流入を防ぐという……

5番三田地委員 そこではない。ある判断というところの何か足りないのではないか。
そこ何か少し。字が足りないのではないか。

坂下主任主査 大変失礼しました。

5番三田地委員 一応公文書だから。

坂下主任主査 ありがとうございます。すみません。

議 長 「と」を入れていただきたいということですね。

5番三田地委員 そうです。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 では、質疑を終わります。
報告事項については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、よって報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了しました。

◎その他

議長 次に、その他であります。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、事務局からでございます。

次の総会日程は、1月22日木曜日午前10時から、ここの分庁舎第1会議室で開催を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、既に文書等で周知されていると思えますけれども、1月19日月曜日、釜石市民ホールで令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が開催されます。出欠の報告を25日までとしておりますので、事務局までご連絡をよろしく願いいたします。

次に、令和7年度宮古地方農業委員会協議会管内研修が1月28日水曜日、田野畑村で行われます。田野畑村の郷土食・ごど豆を学ぶ研修会となっております。こちらの出席報告につきましては、1月9日までとなっておりますので、事務局のほうにご連絡をよろしく願いいたします。

また、本総会終了後に非農地判断を行いますので、お願いしている委員の方はこちらのほうに残っていただければというふうに考えてございます。

事務局からは以上でございます。

議長 事務局からは以上になりますが、委員の皆さんから何かございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 なければ、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第29回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございます。

(午前10時38分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月23日

岩泉町農業委員会長 合砂 哲夫

署名委員 4番 早川 ケン子

署名委員 5番 三田地 泰正